

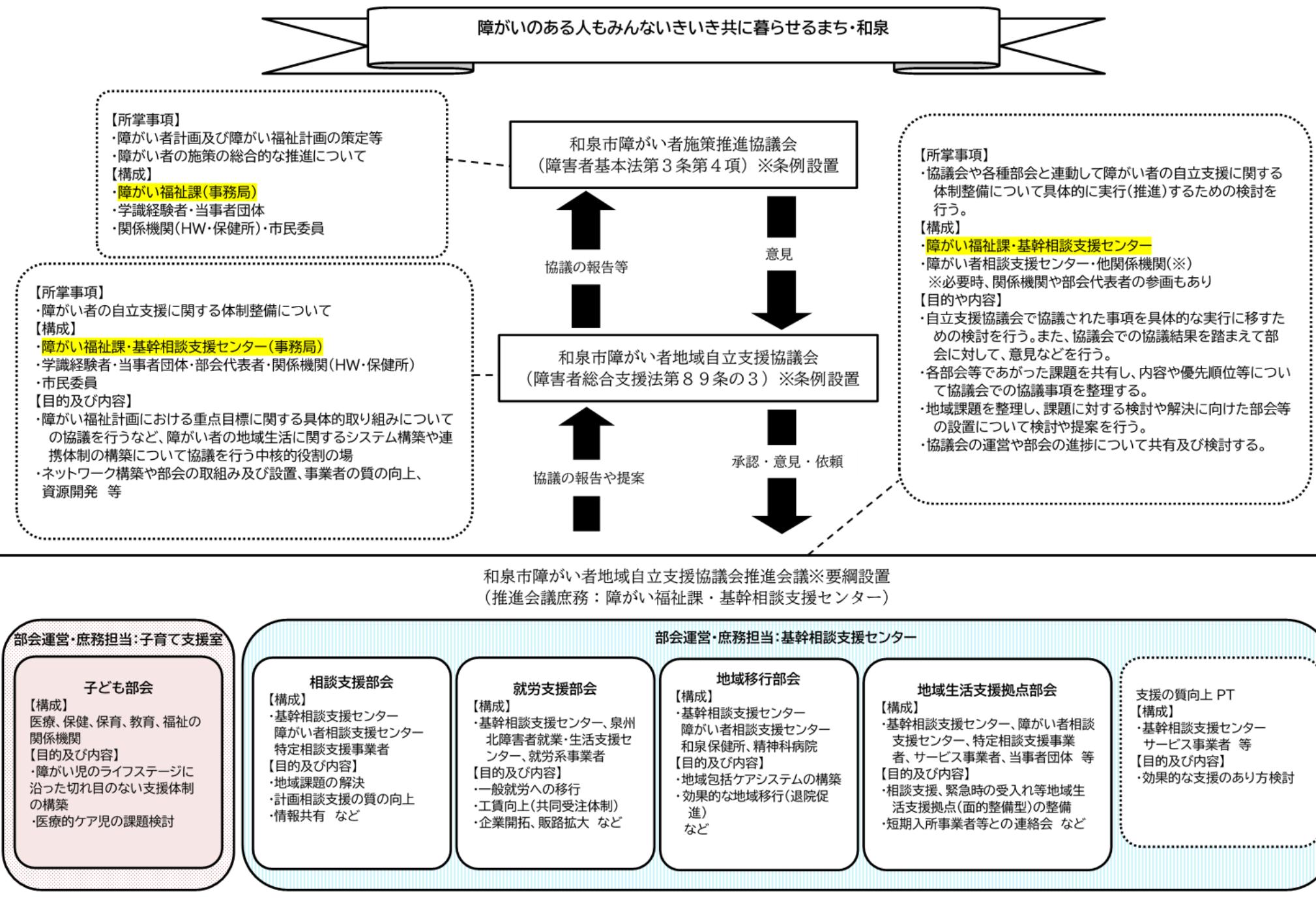
【議題】

第7期和泉市障がい福祉計画における取組み

及び令和6年度実績について

目 次

1. 重点目標及び成果目標	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	4
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活支援の充実	7
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
(5) 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化	12
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	14
2. 障がい福祉サービス等の見込量	16
(1) 訪問系サービスの見込量	17
(2) 日中活動系サービスの見込量.....	20
(3) 居住系サービスの見込量	24
(4) 相談支援の見込量	25
(5) 地域生活支援事業(必須事業)の必要な見込量	27
(6) 地域生活支援事業(任意事業)の必要な見込量	31



I. 重点目標及び成果目標

(I) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【重点目標】

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

【成果目標の考え方】

● 地域生活移行者の増加

令和4年度末の施設入所者数（88人）の6%（6人）以上を令和8年度末までに地域移行するものとして設定します。

● 施設入所者数の削減

地域生活移行者や施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数（88人）から1.7%（2人）以上を削減見込みとし、令和8年度末時点の施設入所者を86人として設定します。

【成果目標と実績値】

	目標値	備考	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
施設入所者数(A)	88人	令和4年度末時点	88人	—	—
施設入所者数(B)	86人	令和8年度末時点	83人	—	—
地域生活移行者数(C)	6人	令和8年度末時点	0人	—	—
入所者の削減見込数(A-B)	2人	令和8年度末時点	5人	—	—

○令和7年度の方向性や取組み予定

施設入所者の地域移行に関する個別の実態把握を行います。また、市内障がい者支援施設と地域移行に関する意見交換会を実施します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【重点目標】

精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活を送ることができるように、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数（大阪府が提示する目標値）を市町村ごとに按分した数値を下限として目標を設定します。

【成果目標と実績値】

	目標値	備考	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
精神病床における1年以上の長期入院患者数	219人	令和8年6月末時点	241人	－	－

【主な活動指標の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等が参画する協議の場として地域移行部会を開催します。また、地域移行部会において活動目標などを設定し、実施状況等を評価しながら取組みを進めます。

【主な活動指標と実績値】

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回以上	3 回	2 回以上	－	2 回以上	－
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7 機関以上	15 人	7 機関以上	－	7 機関以上	－
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	2 回	1 回	－	1 回	－

○令和 7 年度の方向性や取組み予定

- 地域移行部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の取組みを進めます。
- ・相談支援従事者に対して、精神障がいに対する正しい知識、支援の方法について学ぶ研修会を実施します。
 - ・令和 6 年度から実施している「訪問面談」やその他病院への働きかけを継続し、長期入院患者の地域移行を進めています。
 - ・入院患者の高齢化や認知症患者の増加による、長期入院及び地域移行支援対象者の母数や患者層の変化に対し、チームとして現状の再確認を行い必要な取り組みを検討していきます。

(3) 地域生活支援の充実

【重点目標・成果目標】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用します。

また、緊急時の調整が円滑に行えるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、また、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

地域生活支援拠点の運用状況について、自立支援協議会及び自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上検証・検討を行います。

その他、大阪府等と連携して強度行動障がい者の実情や支援サービス等に関する調査を実施します。

【成果目標の考え方】

● 効果的な支援体制等の構築

コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置及び支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

● 自立支援協議会における検証

自立支援協議会において地域生活支援拠点の運用状況や取組状況について検証を行います。

● 地域生活支援拠点部会における検討

自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、地域生活支援拠点の機能の充実等について具体的な協議を行います。

● 強度行動障がいを有する者に対する支援体制の充実

令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、大阪府等と連携して実態調査を実施します。

【主な活動指標と実績値】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所	—	1か所	—
コーディネーターの配置人数	1か所	6人	1か所	—	1か所	—
自立支援協議会における検証	1回以上	2回	1回以上	—	1回以上	—
地域生活支援拠点部会における検討	1回以上	6回	1回以上	—	1回以上	—

○令和7年度の方向性や取組み予定

地域生活支援拠点部会において、昨年度実施した「もしもキャンペーン」の結果を踏まえて、短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進を行います。また、地域生活支援拠点等に係る加算の届出の整備に向けて取組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【重点目標】

自立支援協議会就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築などについて、また、福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上（大阪府が提示する目標値）として目標を設定します。

● 就労移行支援事業利用終了後の一般就労への移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2.5割以上とすることを目標として設定します。

● 就労継続支援B型事業所における平均工賃額

令和3年度の工賃の平均額の実績よりも令和8年度の工賃の平均額が向上するように目標を設定します。

● 就労支援部会の設置

現在、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援に関する協議をしていますが、継続して就労支援部会において協議を進めていきます。

【成果目標と実績値】

	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和6年度	令和7年 度	令和8年度
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28人	44人以上	60人	—	—
就労移行支援事業	13人	20人以上	24人	—	—
就労継続支援 A型事業	7人	11人以上	14人	—	—
就労継続支援 B型事業	8人	12人以上	20人	—	—
生活介護・自立訓練	0人	1人以上	2人	—	—
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所数	6割以上	3箇所	—	—	—
就労定着支援の利用者数	17人	24人	29人	—	—
就労定着支援利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割以上	—	—	—	—
就労継続支援 B型事業所における平均工賃月額	11,794円	16,613円	17,656円	—	—
就労支援部会の設置	設置	設置	設置	—	—

○令和7年度の方向性や取組み予定

就労支援部会において、「一般就労への移行」「工賃向上の取組み」をテーマに就労支援事業所と取組みを行います。

- ・一般就労への移行

就労移行支援事業者のスキルアップや就労支援機関との連携体制強化に向けて、ケーススタディを行います。

- ・工賃向上の取組み

効果的な受注拡大に向けて取組みを行います。

(5) 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

【重点目標】

本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

相談支援体制の充実、ネットワークの充実にあたっては、自立支援協議会相談支援部会において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うため、自立支援協議会の体制の改善を図るなどの活性化に取り組みます。

その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、障がい者の社会参加の促進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組みます。特に障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用・開発等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

【成果目標の考え方】

● 相談支援体制の充実・強化等

本市では、基幹相談支援センターを設置済みであるため、引き続き、相談支援体制の充実を図ります。

【成果目標と実績値】

	目標値	備考	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	1 か所	平成 26 年度に設置済	1 か所	-	-

【主な活動指標の考え方】

- 自立支援協議会相談支援部会において、勉強会・ネットワーク会議・オンライン相談・事業所訪問等を実施し、地域の相談支援事業者の支援を行います。
- 地域課題を把握し、必要な基盤整備に向けて個別事例の検討・検証を行います。
- 障がい者の支援体制整備を着実に進めるため、取組みテーマごとに必要な専門部会を自立支援協議会に設置し、様々な課題に対応した協議を行います。

【主な活動指標と実績値】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件／年)	4件	5件	4件	－	4件	－
地域の相談支援事業者的人材育成の支援(件／年)	1件	1件	1件	－	1件	－
地域の相談機関との連携強化の取組み(回／年)	1回	3回	1回	－	1回	－
個別事例の支援内容の検証(回／年)	4回	4回	4回	－	4回	－
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)	0人	0人	1人	－	1人	－
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施 【実施回数(回／年)】 【参加事業者数(社／年)】	3回	0回	3回	－	3回	－
専門部会の設置 【設置数】 【実施回数(回／年)】	6部会	5部会	6部会	－	6部会	－
	6回以上	14回	6回以上	－	6回以上	－

○令和7年度の方向性や取組み予定

【相談支援部会】

相談支援部会において、相談支援専門員の抱える課題解決に向け、相談支援専門員の支援力の向上を目的に、必要な知識やスキルの習得、相談しやすい関係づくりを目指した取組みを行います。また、より現場に即した取組みを進めるために機能強化型体制加算を取得している相談支援事業所や主任相談支援専門員が部会のメンバーとして参画し、事務局と共に部会運営を行っていく体制で取組みます。また、ケーススタディを通じて就労支援における各段階のポイントを現場で実践できるようガイドラインの修正を行っていきます。

【支援の質向上プロジェクトチーム】

サービス提供事業者の支援の質の向上として、引き続き、取組みます。

【障がい者地域自立支援協議会】

各専門部会の進捗を踏まえ、障がい者の自立支援に関する体制整備について引き続き、協議を行います。また、委員より意見や提案のあった事項について、解決に向けて継続して取組みを進めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【重点目標・成果目標】

障がい福祉サービス事業所等のサービスの質の向上や利用者の適切なサービス利用を促進するため、大阪府と連携し、障がい福祉サービス事業者に対する取組みを展開します。

市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解する取組み、自立支援審査支払等システムの利用により請求の過誤をなくすための取組みにより、適切な障がい福祉サービス等の提供を促進します。

【成果目標の考え方】

- 大阪府が実施する研修会に参加し、障がい福祉サービス等に関する理解の向上を図ります。
- 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、集団指導や専門部会等を通じて注意喚起を行います。
- 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、岸和田市広域事業者指導課と指定・指導について情報共有を行います。

【主な活動指標と実績値】

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用(回／年)	1回	1回	1回	—	1回	—
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(回／年)	1回 以上	1回 以上	1回 以上	—	1回 以上	—
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有(回／年)	1回 以上	1回 以上	1回 以上	—	1回 以上	—

2. 障がい福祉サービス等の見込量

(I) 訪問系サービスの見込量

サービス名		サービスの概要
①	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
②	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
③	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際の必要な援助を行います。
④	行動援護	知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護やその他の必要な援助を行います。
⑤	重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、ならびに知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

サービス等	令和6年度見込量		令和6年度実績値		令和7年度見込		令和7年度実績値		令和8年度見込量		令和8年度実績値	
	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数
居宅介護	502	12,602	497	11,892	525	13,214			550	13,900		
身体障がい者	177	7,165	171	6,600	177	7,165			177	7,165		
知的障がい者	91	1,735	101	1,782	94	1,912			97	2,107		
障がい児	20	330	17	247	20	330			20	330		
精神障がい者	214	3,372	208	3,263	234	3,807			256	4,298		
重度訪問介護	14	2,546	14	2,788	14	2,546			14	2,546		
身体障がい者	12	2,070	12	1,954	12	2,070			12	2,070		
知的障がい者	1	238	1	460	1	238			1	238		
精神障がい者	1	238	1	374	1	238			1	238		
同行援護	42	1,605	46	1,735	42	1,605			42	1,605		
身体障がい者	42	1,605	46	1,735	42	1,605			42	1,605		
障がい児	0	0	0	0	0	0			0	0		
行動援護	39	1,018	47	1,524	51	1,238			67	1,506		
知的障がい者	37	998	44	1,486	49	1,218			65	1,486		
障がい児	2	20	3	38	2	20			2	20		
精神障がい者	0	0	0	0	0	0			0	0		

サービス等	令和 6 年度見込量		令和 6 年度実績値		令和 7 年度見込量		令和 7 年度実績値		令和 8 年度見込量		令和 8 年度実績値	
	利用日数	利用者数										
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0			0	0		
身体障がい者	0	0	0	0	0	0			0	0		
知的障がい者	0	0	0	0	0	0			0	0		
障がい児	0	0	0	0	0	0			0	0		
精神障がい者	0	0	0	0	0	0			0	0		

【考察】

訪問系サービスについて、実績値と見込量との乖離がありました。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名		サービスの概要
①	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
②	生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、日中において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の必要な支援を行います。
③	自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
③	自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練 (宿泊型自立訓練)	居室その他の設備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。
④	就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
⑤	就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑥	就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用される機会がない障がいのある人に対し、就労や生きがいづくりなどを目的に生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑦	就労定着支援	一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
⑧	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

サービス等	令和6年度見込量		令和6年度実績値		令和7年度見込量		令和7年度実績値		令和8年度見込量		令和8年度実績	
	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数								
短期入所	649	99	683	124	713	101			821	103		
身体障がい者	121	23	147	30	121	23			121	23		
	354	54	380	68	354	54			354	54		
	80	16	139	23	80	16			80	16		
	94	6	17	3	158	8			266	10		
生活介護	7,516	389	7,502	388	7,790	403			8,081	418		
知的障がい者	2,354	124	2,306	122	2,396	125			2,439	126		
	4,845	240	4,897	244	5,019	248			5,199	256		
	317	25	299	22	375	30			443	36		
自立訓練 (機能訓練)	46	2	52	6	46	2			46	2		
精神障がい者	23	1	30	4	23	1			23	1		
	0	0	0	0	0	0			0	0		
身体障がい者	23	1	22	2	23	1			23	1		
自立訓練 (生活訓練)	374	25	384	28	414	27			465	29		
知的障がい者	74	4	48	3	103	5			143	6		
	154	11	177	12	161	12			168	13		
精神障がい者	146	10	159	13	150	10			154	10		

サービス等	令和6年度見込量		令和6年度実績値		令和7年度見込量		令和7年度実績値		令和8年度見込量		令和8年度実績値	
	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数								
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	296	11	249	9	330	12			368	13		
身体障がい者	0	0	0	0	0	0			0	0		
知的障がい者	0	0	20	1	0	0			0	0		
精神障がい者	296	11	229	8	330	12			368	13		
就労移行支援	2,243	104	1,189	67	2,768	122			3,428	143		
身体障がい者	78	6	58	4	96	7			118	8		
知的障がい者	595	22	409	21	661	23			735	24		
精神障がい者	1,570	76	722	42	2,011	92			2,575	111		
就労継続支援 A型	2,143	118	2,175	121	2,303	127			2,479	137		
身体障がい者	344	20	391	21	358	21			372	22		
知的障がい者	542	28	625	33	545	28			548	28		
精神障がい者	1,257	70	1,159	67	1,400	78			1,559	87		
就労継続支援 B型	13,917	778	13,629	781	15,870	881			18,146	1,000		
身体障がい者	1,927	109	1,978	119	2,176	121			2,457	134		
知的障がい者	6,600	343	5,857	306	7,158	371			7,763	401		
精神障がい者	5,390	326	5,794	356	6,536	389			7,926	465		

サービス等	令和6年度見込量		令和6年度実績値		令和7年度見込量		令和7年度実績値		令和8年度見込量		令和8年度実績値	
	利用日数	利用者数										
就労支援選択支援				0		108				242		
身体障がい者				0		19				40		
知的障がい者				0		19				41		
精神障がい者				0		70				161		
就労定着支援		19		18		21				24		
身体障がい者		2		1		2				3		
知的障がい者		9		8		10				11		
精神障がい者		8		9		9				10		
療養介護		9		13		9				9		

【考察】

就労移行支援については、実績値と見込量との乖離があり、特に精神障がい者が特に乖離が多くなっています。

(3) 居住系サービスの見込量

サービス名		サービスの概要
①	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行うとともに、入浴、排せつ、食事等の支援が必要な人には、必要な支援を行います。
②	施設入所支援	障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
③	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

サービス等	令和6年度見込量	令和6年度実績値	令和7年度見込量	令和7年度実績値	令和8年度見込量	令和8年度実績値
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助(グループホーム)	367	351	417		475	
身体障がい者	40	44	47		56	
	234	212	257		282	
	93	95	113		137	
施設入所支援	86	82	86		86	
知的障がい者	30	28	30		30	
	53	51	53		53	
	3	3	3		3	

サービス等	令和6年度見込量	令和6年度実績値	令和7年度見込量	令和7年度実績値	令和8年度見込量	令和8年度実績値
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
自立生活援助	0	0	0		0	
身体障がい者	0	0	0		0	
知的障がい者	0	0	0		0	
精神障がい者	0	0	0		0	

【考察】

共同生活援助は年々利用実績が増加しており、その必要性が高まっているものと考えます。

(4) 相談支援の見込量

サービス名		サービスの概要
①	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
②	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人等の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
③	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

サービス等	令和6年度見込量	令和6年度実績値	令和7年度見込量	令和7年度実績値	令和8年度見込量	令和8年度実績値
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	393	420	433		479	
障がい者	身体障がい者	62	74	63		64
	知的障がい者	162	175	173		185
	障がい児	1	1	1		1
	精神障がい者	168	170	196		229
地域移行支援	2	2	2		2	
障がい者	身体障がい者	0	0	0		0
	知的障がい者	2	0	2		2
	精神障がい者	0	2	0		0
地域定着支援	0	0	0		0	
障がい者	知的障がい者	0	0	0		0
	障がい児	0	0	0		0
	精神障がい者	0	0	0		0

【考察】

計画相談支援の利用が増加しており、その必要性が高まっているものと考えます。

(5) 地域生活支援事業(必須事業)の必要な見込量

サービス名		サービスの概要
① 相談支援事業等		障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
		障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
		障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援します。
		障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない、判断能力が不充分な人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
② 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。	
③ 日常生活用具給付等事業	日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。	
④ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を実施しています。	
⑤ 地域活動支援センター	障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	
機能強化事業	基礎的事業	利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施します。
	地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要です。

①相談支援事業

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
相談支援事業	実施か所	4か所	4か所	4か所		4か所	
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有		有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有		有	
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施有無	無	無	無		無	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有		有	
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有		有	
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2人	4人	2人		2人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無		無	

②意思疎通支援事業

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
手話通訳者派遣事業	利用者数	35人	38人	35人		35人	
	時間数	1160時間	1270時間	1160時間		1160時間	
要約筆記者派遣事業	利用者数	4人	1人	4人		4人	
	時間数	130時間	188時間	130時間		130時間	
手話通訳者設置事業	設置者数	2人	2人	2人		2人	
手話奉仕員養成研修事業	参加者数 (延べ人数)	50人	65人	50人		50人	

③日常生活用具給付等事業

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
介護・訓練支援用具	利用件数	14 件	15 件	14 件		14 件	
自立生活支援用具	利用件数	36 件	30 件	36 件		36 件	
在宅療養等支援用具	利用件数	38 件	55 件	38 件		38 件	
情報・意思疎通支援用具	利用件数	32 件	19 件	32 件		32 件	
排せつ管理支援用具	利用件数	7,042件	7,358 件	7,042件		7,042件	
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数	6 件	6 件	6 件		6 件	

④移動支援事業

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
移動支援事業	利用時間	86,103 時間	81,798 時間	90,293 時間		94,939 時間	
	利用者数	604 人	563 人	624 人		643 人	
身体障がい のある人	利用時間	29,351 時間	27,395 時間	30,129 時間		30,927 時間	
	利用者数	190 人	180 人	196 人		202 人	
知的障がい のある人	利用時間	31,086 時間	31,903 時間	31,241 時間		31,397 時間	
	利用者数	240 人	234 人	242 人		243 人	
精神障がい のある人	利用時間	22,213 時間	20,669 時間	25,286 時間		28,784 時間	
	利用者数	137 人	130 人	148 人		160 人	
障がいのある児童	利用時間	3,453 時間	1,831 時間	3,637 時間		3,831 時間	
	利用者数	37 人	19 人	38 人		38 人	

⑤地域活動支援センター

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
基礎的事業	設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所		1 か所	
	利用者数	55 人	33 人	55 人		55 人	
機能強化型事業 (Ⅱ型)	設置か所数 (内数)	1 か所	1 か所	1 か所		1 か所	
	利用者数 (内数)	55 人	33 人	55 人		55 人	

(6) 地域生活支援事業(任意事業)の必要な見込量

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	日中の支援者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行います。
社会参加支援事業等	スポーツ・芸術文化活動等の実施や教養等に関する講座を実施することで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

①日中一時支援事業

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
日中一時支援事業	利用者実人数	46人	32人	54人		64人	
	延利用回数	1,810回	1,560回	1,920回		2,037回	

②訪問入浴サービス事業

		令和6年度 見込量	令和6年度 実績値	令和7年度 見込量	令和7年度 実績値	令和8年度 見込量	令和8年度 実績値
訪問入浴サービス事業	利用者実人数	9人	4人	10人		12人	
	延利用回数	372回	244回	417回		467回	

③ 社会参加支援事業等

事業名	事業の概要
生活訓練事業	<p>和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得を目指します。</p> <p>和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。</p> <p>和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施します。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。</p>
点訳奉仕員養成事業	和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施しています。
点字・声の広報等発行事業	<p>声の広報等の発行</p> <p>1 声の広報いづみ:市広報の音訳版（発行回数、年 12 回）</p> <p>2 声の市議会だより:市議会広報の音訳版（発行回数、年 4 回）</p>
芸術・文化講座開催等事業	<p>和泉市立北部総合福祉会館等で</p> <p>1 美術:クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、粘土細工等）、陶芸、絵画</p> <p>2 文化:料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会、編み物、生け花、書道、園芸、フラワーアレンジメント</p> <p>3 音楽:合奏練習、カラオケ、コーラス</p> <p>4 パソコン講座等</p> <p>を実施しています。</p>